

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

平成29年12月14日（第8日目）

議 長（佐藤孝悟君）

ただいまから、平成29年平泉町議会定例会12月会議8日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

これより本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程を進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程を進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第1、総務教民常任委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この件について、総務教民常任委員長の報告を求めます。

7番、総務教民常任委員長、升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

平泉町議会議長、佐藤孝悟様。総務教民常任委員会委員長、升沢博子。

閉会中の継続調査の申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出ます。

記、1、事件、総務教民常任委員会所管にかかる調査について、（1）子育てしやすい地域づくりについて、（2）安心安全な防災体制について、（3）情報化計画について。

以上の事件について申し出を行います。

議 長（佐藤孝悟君）

ただいま総務教民常任委員長から、会議規則第74条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

本件は、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第2、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

10番、産業建設常任委員長、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

閉会中の継続調査の申し出を行います。

平泉町議会議長、佐藤孝悟様。産業建設常任委員会委員長、千葉勝男でございます。

閉会中の継続調査の申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出します。

記、1、事件、産業建設常任委員会所管にかかる調査についてであります。（1）社会基盤施設について、（2）農業振興策について、（3）観光振興策についてであります。

以上、よろしくご審議をお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

ただいま産業建設常任委員長から、会議規則第74条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

本件は、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第3、請願第3号、私学教育を充実・発展させるための請願を議題とします。

この請願について、総務教民常任委員長の報告を求めます。

7番、総務教民常任委員長、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

それでは、請願審査の報告を行います。

平泉町議会議長、佐藤孝悟様。総務教民常任委員会委員長、升沢博子。

請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

受理番号3号、付託年月日、29年12月7日。件名、私学教育を充実・発展させるための請願。
審査の結果、採択すべきものとなりましたことをご報告申し上げます。

議長（佐藤孝悟君）

以上で総務教民常任委員長の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから請願第3号、私学教育を充実・発展させるための請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（佐藤孝悟君）

起立多数です。

したがって、請願第3号、私学教育を充実・発展させるための請願は採択することに決定しました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第4、請願第4号、住宅リフォーム事業に代わる「住宅、店舗リノベーション事業」の新設に係る請願書を議題とします。

この請願について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

10番、産業建設常任委員長、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

請願審査報告書。

平泉町議会議長、佐藤孝悟様。産業建設常任委員会委員長、千葉勝男であります。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告をいたします。

件名、住宅リフォーム事業に代わる「住宅、店舗リノベーション事業」の新設に係る請願書であります。

審査の結果、採択すべきものと決定をいたしました。

住宅リフォーム事業にかかわる審査結果を申し上げますが、審査の月日については、平成29年12

月11日でありまして、常任委員会委員全員の出席のもと、審査をいたしました。

最初に紹介議員の説明趣旨をいただいて、主な質疑があったわけでございますけれども、その関係についてお話をいたします。

質疑にあつては、関係課としてリフォーム工事を希望する住民がどれほどいるのか把握しておりますかということと、当局にあつては希望者が少なくなったと言っている、仕事がないのに予算化する必要があるのかというような質問がございました。

この内容にあつての答弁でございますけれども、建設水道課には、直接の問い合わせが来ておらず、把握できない。請願書には184名の共同請願者が署名しているが、署名者のおおよそ100名がリフォーム工事を希望している住民であることを代表請願者から伺っている。3つ目の答弁でございますけれども、リフォーム事業をめぐって、この間の議会質疑と当局の答弁を照らし合わせれば、請願理由は相当の内容を具備をしていると言えるということでありました。

審議においては、請願の願意が妥当であること及び実現の可能性があることなどについて、反対討論及びそういう意見がなく、全員で採択すべきものと決定したところであります。

以上、審議がなされたわけでございますけれども、この案件については、町当局にあつては願意に応えられるように真摯に受け止めていただきたいと、このように思います。

以上であります。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で産業建設常任委員長の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから請願第4号、住宅リフォーム事業に代わる「住宅、店舗リノベーション事業」の新設に係る請願書を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議 長（佐藤孝悟君）

起立多数です。

したがって、請願第4号、住宅リフォーム事業に代わる「住宅、店舗リノベーション事業」の新設に係る請願書は採択することに決定しました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第5、世界遺産特別委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この件について、世界遺産特別委員長の報告を求めます。

9番、世界遺産特別委員長、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

継続審査の申し出でございます。

これは、世界遺産特別委員会委員長、佐々木雄一が、平泉町町議会議長佐藤孝悟様に宛てたものでございますが、この申し出は、本委員会は調査中の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則第74条の規定により、申し出るものであります。

事件、世界文化遺産拡張登録及び世界農業遺産登録並びに国立博物館誘致についてでございます。

どうぞ、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤孝悟君）

ただいま世界遺産特別委員長から、会議規則第74条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

本件は、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第6、議案第51号、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

それでは、議案書6ページをお開きいただきたいと思います。

議案第51号、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、平成29年8月の人事院の給与改定に関する勧告に鑑み、平泉町職員組合と交渉を行い、妥結した内容により提案をさせていただくものでございまして、一般職の職員について、給料月額及び勤勉手当の率の改正を行うため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

それでは、議案第51号の参考資料、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）を参考にご説明をさせていただきます。

第1条でございますけれども、平成29年12月支給分の勤勉手当の率の改正と平成29年4月1日に遡及しての行政職給料表の改正でございます。新旧対照表現行欄第20条第2項第1号中の「100分の85」を「100分の95」に改め、同項2号中の「100分の40」を「100分の45」に改め、それぞれ改正しようとするものでございます。

次に、給料表の改正でございます。1ページから3ページの裏に記載されております別表第1の現行欄の行政職給料表を、改正後（案）の欄の行政職給料表に改正しようとするものでございます。

次に、3ページの裏の下段の第2条でございます。

第2条につきましては、平成30年度以降に支給される勤勉手当の率の改正でございます。第20条第2項第1号中の「100分の95」を「100分の90」に改め、同項2号中の「100分の45」を「100分の42.5」に改め、それぞれ改正しようとするものでございます。

この改正によりまして、再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給月数を0.1月、再任用職員の勤勉手当の支給月数を0.05月、それぞれ引き上げようとするものでございます。

また、給料月額を初任給若年層で1,000円、高齢層再任用職員で400円、平均改定率で0.2%の引き上げ改正をしようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、第1項では、この条例の施行日を公布の日からとし、第2条の規定は平成29年度から施行することを、第2項では、第1条の規定は、勤勉手当の率の改正については平成29年12月1日から、給料月額の改正については平成29年4月1日から施行することを、第3項では給与の内払い、第4項ではこの条例の施行に関し、必要な事項は規則に委任することをそれぞれ規定しようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第51号、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第7、議案第52号、平泉町簡易水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

それでは、議案書10ページをお開きいただきたいと思います。

議案第52号、平泉町簡易水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の補足説明をさせていただきます。

企業活動の全体像を把握し、今後の簡易水道事業の進むべき方向性について、よりわかりやすく町民の皆様に説明することができるようにすることを目的に、簡易水道事業に地方公営企業法を適用し、企業会計に移行することといたしました。それに伴い、関係条例の整備が必要となったことから、本会議に提案したところでございます。

議案第52号、参考資料の4ページをお開きいただきたいと思います。平泉町簡易水道事業に公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例、新旧対照表によりご説明を申し上げます。

第1条では、平泉町課設置条例の建設水道課の分掌事務から簡易水道事業を削除し、次号以下を繰り上げるものでございます。

第2条では、平泉町行政手続条例の「公営企業の管理者」を「水道事業及び簡易水道事業の管理者の権限を行う町長」に改めようとするものでございます。

4ページ裏の第3条では、平泉町職員定数条例の第1条中、「水道事業」を「水道事業及び簡易水道事業」に、第2条で、水道事業に従事する職員を3人から4人に改めようとするものでございます。

第4条は、平泉町特別会計条例の平泉町簡易水道事業特別会計を削除し、以下の号を繰り上げようとするものでございます。

5ページの第5条は、平泉町水道事業の設置に関する条例の題名及び第1条に簡易水道事業を追加し、地方公営企業法を簡易水道事業に適用しようとするものでございます。

第2条以下及び別表は、簡易水道事業の区域を追加するものでございます。

6ページ裏の第6条は、平泉町上下水道事業運営協議会条例の第1条に簡易水道事業を追加し、文言の整理を行おうとするものでございます。

第7条では、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の第4条で、「管理者の権限を行う

町長」を「水道事業及び簡易水道事業の管理の権限を行う町長」に改め、以下、文言の整理を行おうとするものでございます。

7 ページ裏の第 8 条では、平泉町水道事業給水条例の題名及び第 1、2、3 条の水道事業に簡易水道事業を追加し、第 4 条以下は文言の整理を行い、別表は平泉町水道事業及び簡易水道事業の設置に関する条例に移行することに伴い、削除しようとするものでございます。

次に、議案書の 12 ページ裏をお開きいただきたいと思います。

第 9 条では、簡易水道事業の法適用に伴い、今まで余剰金を積み立てていた基金を取り崩し、資金として簡易水道事業の財源とするため、簡易水道事業財政調整基金条例を廃止し、簡易水道事業の設置については、現存する平泉町水道事業の設置に関する条例に含める改正を行うため、平泉町簡易水道事業の設置に関する条例を廃止しようとするものでございます。

なお、この条例の施行年月日は、平成 30 年 4 月 1 日。ただし、簡易水道事業財政調整基金条例の廃止については、平成 30 年 3 月 26 日としようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

4 番、三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

この移行するに当たって、国の要請に基づいているわけですがけれども、平成 32 年 4 月までの移行については、国では元利償還金の補助というようなことがされていますけれども、この移行に係る経費というのは、どのくらいを見込んでいるのですか。

議 長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

委託して事業を行っておりまして、詳しい数字は、ちょっと把握しておりませんが、トータルで 3,000 万円ほどかかっていたというふうに思っております。

議 長（佐藤孝悟君）

4 番、三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

移行のための経費が 3,000 万ということですか。

議 長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

移行するために条例整備、あるいは会計システムの整備、それらと、あとその前の固定資産の台帳整備とか、それら含めてそれぐらいの経費だったというふうに思っております。

議 長（佐藤孝悟君）

そのほか。

9 番、佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

10ページの2条で、行政手続条例の中で、「公営企業の管理者」を「並びに水道事業及び簡易水道事業の管理者の権限を行う町長」に改めますが、単なる文言整理なのか、ここに書いた意味はどういう意味があるのかお知らせ願います。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

簡易水道事業の法適化に伴いまして、今までは公営企業の管理者という名前と呼んでおりましたが、それを水道事業及び簡易水道事業、水道事業と簡易水道事業は事業が違うものですから、その両方の管理を行う町長というふうな文言に整理したところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

9 番、佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

今回、簡易水道事業を地方公営企業法によって整理するのですよね。そうしますと、公営企業の管理者でいように私は思ったのですが、そうではないのですね。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

公営事業は水道、そのほかにも下水道の種もございますので、それらが今、実施してございます。それらも平成32年には法適化ということで、今、計画して作業を進めているところでございますが、それが一括してなれば、公営企業という名前にくくれるかもしれませんが、現在は、それはそれと別な事業ということで捉えておりますので、簡易水道事業の管理者ということに整理しているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第52号、平泉町簡易水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第8、議案第53号、一関地区広域行政組合格約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

それでは、議案書の13ページをお開きいただきたいと思います。

議案第53号、一関地区広域行政組合格約の一部変更の協議に関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

まず、一関地区広域行政組合が管理する旧東磐職業訓練センターの施設の概要についてでございますが、所在地につきましては、一関市千厩町千厩字石堂20番2でございます。構造につきましては、鉄筋コンクリート造り2階建て。述べ床面積は、473.04平方メートルとなっております。施設の敷地につきましては、一関市が組合に無償貸し付けをしているものでございます。

この施設は、事業主が雇用労働者に対して認定職業訓練を行うための施設として、東磐井の旧6町村で設立した一部事務組合、東磐事業内職業訓練共同施設組合が国からの補助を受けて、昭和45年6月に設置した施設であり、施設の管理については、昭和45年6月から職業訓練法人、東磐職業訓練協会に、平成17年9月から旧磐井農業共済組合、現在の岩手県農業共済組合に委託しているところでございます。この施設は、職業訓練施設として活用されてきましたが、昭和63年に両盤地域職業訓練センターが開設されて以降の利用実績はなく、今後の利用予定もないなどから、国で定められた耐用年数である47年の経過に伴い、組合では用途を廃止したところでございます。

この施設につきましては、一関市が施設を所有しておりますことから、建物を組合から一関市が譲り受け、敷地と一体で活用しようとするものでございます。

なお、組合の財産の譲与につきましては、一関地区広域行政組合の財産の交換、譲与、無償貸し付け等に関する条例により、一関市の財産の取得につきましては、一関市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例により、議決を要しないものでございます。

次に、規約の変更、協議内容についてでございますが、新旧対照表により説明をさせていただきます。

参考資料の新旧対照表の12ページをお開きいただきたいと思います。

組合から一関市が財産を譲り受けることにより、旧東磐職業訓練センターの管理に関する事務

が廃止となりますことから、第3条に規定する共同処理の事務のうち、第6号を削り、第7号を第6号とするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第53号、一関地区広域行政組合格約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第9、議案第54号、岩手県市町村総合事務組合における共同処理する事務の変更及び岩手県市町村総合事務組合格約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

それでは、議案書の14ページをお開きいただきたいと思います。

説明に入る前に訂正をさせていただきたいと思います。誤植の訂正でございます。

14ページの下から2行目、後半の「所要の整備の整備を」というふうに、「の整備」が2つ続けてございますけれども、後ろのほうの「の整備」につきまして、3文字を削除させていただきたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

それでは、議案第54号、岩手県市町村総合事務組合における共同処理する事務の変更及び岩手県市町村総合事務組合格約の一部変更の協議に関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

今回の提案は、紫波、稗貫衛生処理組合が平成31年3月31日をもって解散するに当たり、在職

する常勤の職員が平成30年3月31日付で退職し、常勤の職員が配置されなくなることから、同日をもって同組合を岩手県市町村総合事務組合における常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務を共同処理する団体から除くことに伴い、岩手県市町村総合事務組合同規約において、所要の整備を図ろうとするもので、議案参考資料の13ページの現行欄の下線部「滝沢・雫石環境組合」を、改正案欄の下線部の「滝沢・雫石環境組合、紫波、稗貫衛生処理組合」に改めようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第54号、岩手県市町村総合事務組合における共同処理する事務の変更及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第10、議案第55号、岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

議案書15ページをお開きいただきたいと思います。

議案第55号、岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

今回の提案は、議案第54号でも説明いたしましたとおり、平成30年3月31日をもって紫波、稗貫衛生処理組合に常勤の職員が配置されなくなることから、同組合を岩手県市町村総合事務組合

における常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務を共同処理する団体から除くことに伴い、岩手県市町村総合事務組合の財産処分を行うため、議会の議決を求めようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第55号、岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第11、議案第56号、平成29年度平泉町一般会計補正予算を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

それでは、議案書16ページをお開きください。

議案第56号、平成29年度平泉町一般会計補正予算（第5号）につきまして補足説明をさせていただきます。

16ページの裏をお開きください。

第1表歳入歳出予算補正の補正額でご説明をさせていただきますが、款項同額の場合は項の補正額で説明をさせていただきます。

はじめに、歳入でございます。

1款町税、1項町民税2,032万円、これは法人の現年課税分でございます。

11款分担金及び負担金、1項負担金277万9,000円。

13款国庫支出金、1項国庫負担金222万円円、これには障害者介護給付費等負担金236万5,000円が含まれております。

14款県支出金601万6,000円、1項県負担金29万6,000円の減、2項県補助金631万2,000円、これには機構集積協力金349万6,000円の増額が含まれております。

17款繰入金、2項基金繰入金1,707万円の減、これは財政調整基金繰入金の減額でございます。

19款諸収入1,106万2,000円、1項遅延金、加算金及び過料220万円、これは町税滞納金の増額でございます。5項雑入886万2,000円、これには後期高齢者医療関係市町村療養給付費956万2,000円の増額が含まれております。

歳入合計2,532万7,000円。

次に、議案書17ページをお開きいただきたいと思っております。

歳出でございます。

1款議会費、1項議会費2万2,000円の減。

2款総務費391万7,000円、1項総務管理費318万8,000円、これには町有地舗装工事258万5,000円の増額、坂下地区整備工事費202万4,000円の増額、地域活力推進費300万円の減額が含まれております。2項徴税費52万5,000円、3項戸籍住民基本台帳費5万円、5項統計調査費15万4,000円。

3款民生費927万6,000円、1項社会福祉費320万円、これには介護給付費・訓練等給付費473万円の増額、国庫特別会計繰出金798万2,000円の減額が含まれております。2項児童福祉費607万6,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費98万8,000円。

6款農林水産業費、1項農業費550万6,000円、これには地域集積協力金補助金349万7,000円の増額が含まれております。

7款商工費、1項商工費65万3,000円。

8款土木費148万円、1項土木管理費10万2,000円、2項道路橋梁費364万円、これには道路照明灯設置工事費300万円の増額が含まれております。4項都市計画費240万5,000円の減、これには下水道事業特別会計繰出金247万5,000円の減額が含まれております。5項住宅費14万3,000円。

9款消防費、1項消防費155万1,000円。

10款教育費197万8,000円。

次に、17ページの裏をお開きください。

1項教育総務費9,000円、2項小学校費161万1,000円、3項中学校費57万7,000円、4項幼稚園費41万4,000円、5項社会教育費188万8,000円の減、これには図書館のエアコン入替工事費281万2,000円の減額、発掘作業員賃金343万6,000円の増額、無量光院跡復元整備工事費201万8,000円の減額が含まれております。6項保健体育費125万5,000円。

11款災害復旧費、1項土木施設災害復旧費28万2,000円の減。

歳出合計2,532万7,000円。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（佐藤孝悟君）

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時05分

議長（佐藤孝悟君）

それでは再開をいたします。

総務課長から先ほどの補足説明の訂正の申し出がありましたので、これを許可します。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

先ほどの補正予算の補足説明の一番最後に、未計上でございます11款災害復旧費、1項土木施設災害復旧費28万2,000円の減というふうな説明を申し上げましたけれども、これにつきましては、今回の補正予算には計上してございません内容でございますので、削除とさせていただきたいと思っております。大変申し訳ございませんでした。

議長（佐藤孝悟君）

それでは、これから質疑を行います。

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

高橋でございます。

20ページの裏でございますが、財産管理費の町有地の舗装工事として補正が組まれたわけですが、町有地なわけですから、少なくとも年度計画の中できちっと定められて、本来あるべきではないかというふうに思うのですが、そこでお伺いするのは、補正が必要となった事由と、その場所はどこなのかということが一つです。

それから、2つ目ですが、21ページ、11番、地域活力推進費です。これ9月会議でも200万円の補正が組まれたわけでございます。今残っているのが250万円になっているわけですが、この地域活力推進費のあり方については、地域課題事業に対応するというので、それぞれ進められてきました。

9月会議での、いわゆる残った550万円の使途についてはどうするのですかということで伺ったわけですが、直近の区長会議などで要望などをお聞きをしながら措置をしないと、このように答弁があった記憶があるのですが、そうしますと、9月25日以降の区長会議でどのような議論がされて、方向づけが示されたのか、出されたのかということ。その中で、あと残り3カ月、平成29年度残すところなわけですが、250万円の地域活力推進費がどのように処理をされようとしているのかということについて2つ目。

3つ目は、地域課題対応事業の現時点で残っている事業と申しますか、そういうものがどの程度存在しているのかということ。

そして4点目です、25ページです。

道路維持費の中の工事請負経費300万円、先ほど照明設備というふうにありました。これが地域課題対応事業に振り分けられた300万の内訳なわけですが、この道路照明設備、外灯設備については、いわゆる平泉町に対する寄附行為が行われているわけです。この寄附行為に伴っての純然たる設置工事費が300万円なのか、それともそれ以外に町が独自で今回設置をする部分なのかということについてお伺いしたい。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

まずはじめに、20ページの裏でございますけれども、町道の町有地の舗装工事でございます。

まず場所でございますけれども、旧長部小学校跡地に建設されました特別養護老人ホームいこいの結から、町道竜ヶ坂線を結ぶ区間の箇所への舗装工事でございます。

これにつきましては、経過といたしましては、8月だったと思っておりますけれども、大雨の際に、いこいさんのほうの施設から、その際に降った雨水が流れてきまして、現在舗装してございませぬけれども、今回舗装すべき道路の碎石が流された。それで下流まで流されて、それが側溝等、集水ます等を閉塞したというような経緯がございました。

それら等を鑑みまして、今回それらの要望も考慮しながら、またはその隣接する土地等への碎石等の流入等も防止するためということもございまして、今回舗装工事を実施するものでございます。

それから、21ページの地域活力推進費の300万円でございますけれども、これにつきましては、町道鬮石線と主要地方道平泉巖美溪線の交差点部分への照明灯の設置でございます。防犯灯を兼ねました照明灯、これについては防犯灯というよりも道路照明灯になります。道路照明灯を設置するというふうなものでございます。これにつきましては、5区または3区の方々、または区長のほうからも、どうしてもあそこについては交通量も多いし、主要な道路であるというようなことから、夜間部について、非常に暗くて危険性が伴うというようなことの要望等がございまして、その中で地域活力推進費等を活用しながら、今回それを組み替えをさせていただきまして、照明灯を設置するというふうなものでございます。

それから、地域課題事業の残事業数ということもございましてけれども、地域課題事業につきましては、今現在まで145件の申請をいただいているところでございまして、そのうち実施した件数につきましては、平成27年に28件、平成28年に11件、今年度2件済んでございますので、計41件実施したという状況になってございます。

それから、残の250万円の使途でございますけれども、これにつきましては、今現在まだ実施する箇所等については決まっております。特段これから区長会の中でも、お話の中で、この250万円で対応できるような箇所についての要望等も、今現在対応するような箇所もないというような状況でございますので、これにつきましては、今年度については、最終的には不用額になるものであるというふうにご覧いただいております。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

答弁漏れもあるわけですが、お聞きをします。

250万円、使途決まっていなくて不用額にすると、これは9月の決算審議を振り返っていただければ、あつてはならない答弁なのです。やっぱり真剣に考えてください。あれをやれ、これをやれということはこの場では申し上げませんが、9月の決算審議は、そういう答弁をされているのですよ、私の質問に対して。

そこでお伺いしますが、この町有地の舗装工事は、場所はわかりました。そうすると、これも地域課題にかかわってくるわけですが、実は6月会議の議論を経て、行政区長などと呼んで、庁舎内で打ち合わせ会議を持っていますよね。その中で、まさにこの進入路の舗装工事に絡んで要望が出されているはずなのです。まさに地域課題ですよ。そういうものについて、やっぱりしっかりと、こういう施策を投入するときに、包含をしながらやるという姿勢が私は必要なのではないかと、こんなふうに思いますので、再答弁をいただきたいというふうに思います。

それから、25ページの街路灯の関係、道路照明灯だということなのですけれども、つまり平成29年度に篤志者からいただいた照明設備がありますよね。これは、私はこの中に入っているのではないのだろうというふうに思っているのですよ、地域課題というふうにただし書きをしてあるだけに。それはどのように活用されていくのか、いわゆる一般の行政会計から処理をすべきだろうというふうに思うのですが、その辺の考え方をお聞かせください。

それから、先ほど、残り3カ月、平成29年度になりましたという話をしました。町の後期基本計画の取り組みの中の課題に、1階のカウンターフロアの低床化ということが計画をされていて、1,400万弱の予算が計上されているわけです。今、3カ月しか残っていない中でこれの見直し、あわせて予算化をされていますもう一つの設置工事費がありますが、これらの実現の見直しについてお聞かせいただきたい。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

まず、東北電力さん等から寄附をいただいて、防犯灯については設置をことしは何基か、させていただいたところでございます。たぶん、基数につきましては8基ほどであったかなと思ってございますし、ただその場所については、どこの部分の場所ということは、ちょっと現在特定できませんけれども、寄附をいただいて、これについては3年に1回ほど寄附をいただいているようでございます。これについては、いろいろご厚意で寄附をいただいたことについては、例年度以上に防犯灯の設置、基数も増やすことができるというようなことで、大変感謝しているところでございますし、御礼を申し上げたところでございます。

また、この設置箇所については、特段、行政区長たちの会議の中で、寄附をいただいたものに

については、ここだというようなことの協議はしてございません。ただ、その防犯灯の設置について、各行政区から要望があるわけでございます。今年度についてはこの部分が暗いというようなことがございまして、ここについてはぜひお願いしたいというようなことがございます。それらの要望を取りまとめて、全箇所までは当然ちょっと難しいところもございまして、その中で区長会議等でお話しさせていただきながら、今回についてはここと、ここと、この何カ所程度について整備をさせていただきたいというふうなお話をした中で、実施しているというふうなところでございます。

また、町有地の舗装工事、いこいの場所につきましては、地域課題という形の中ではなく、あくまでも平泉町の所有地としての管理の中での考えでございまして、地域課題としての要望という形の中ではございません。ただ、その地元の区長からは、そういう話をされた経緯がございまして、それらを踏まえまして、今回総務課といたしまして、町有地管理というふうな中での対応とさせていただいたところでございますので、地域課題の中からの予算の支出というようなことでは、当初から考えてはございませんでした。

それから、ローカウンターの関係でございます。

ローカウンターの設置につきましては、年を明けまして1月6日から8日の3日間で、大体大きなところについては移動を完了したいというふうなところでございます。若干、こまい電気関係等の配線等は残るかもしれませんけれども、大きなところにつきましては、1月6日から8日の3日間で移動するというふうな計画となっております。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

話はわかりました。そうしますと、ぜひ検討していただきたいのですが、やっぱり250万円不用額を出すということではなくて、今、課長答弁されましたように、実施できていない事業がそれぞれあるわけでございます。145件申請されて41件しか実施できていないと、そういうものははっきりしているだけに、やっぱりできるものから順次やっていくというのが、この間の答弁の一貫した内容でございますから、ぜひ不用額の出ないような処置を強く求めておきたいと思っております。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

ほかにございませんか。

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

三枚山ですけれども、27ページ、10款教育費の裏です。

1つ、スチームコンベクションオープンの購入費の21万4,000円の減ということ、これは補正で出たやつだったと思っておりますけれども、ここの中身はどういうことかということ。

それから、その下の中学校費です。給食費の事務委託の負担金が84万ほど減っているというこの中身についてご説明をいただきたいと思います。

それから、28ページの裏になります。

図書館費です。3目エアコンの入替工事294万6,000円、うちエアコンが281万2,000円ですか、これ当初予算だと思いますけれども、これが減額、大きくなっているわけですが、この辺のところのご説明をお願いしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

27ページの裏、小学校費の学校管理費の備品購入費のスチームコンベクションオープン購入費、これにつきましては入札減で21万4,000円の減というところでございます。

それから、中学校費の給食事務委託費の件でございますが、これにつきましては、一関市のほうに委託しているわけですが、平成28年度分の精算額、これが出されまして84万2,000円ほどの減となったところでございます。

それから、図書館費、エアコンの入れ替えでございますが、これにつきましては当初、現在の図書館は3つの系統、3系統で2台ずつ6基のエアコンが設置してございました。なかなかこれは冷暖房全てに活用しているというようなことで、老朽化等もありましたので、全面で当初予算をつけていただきましたが、図書館についてはいろいろ計画等も検討している段階でございましたので、精査の結果、最小限の対応でできないかというところで、1系統2基をまず交換するというようなところで減額に至ったというような状況でございますが、いずれ冷暖房については、支障のないような対応は可能というふうなところでございます。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

コンベクション関係は承知しましたが、そのエアコンの関係です。

当初予算ということで、今、図書館などの新しく建設するという点で進行しているという中で、いろいろ精査して、経費を下げるといふか、使わなくていい予算は使わなくていいというのは、非常にわかるわけです。ただ、当初予算でしたし、そうするとどういふ、もう少し議論の経過、そういうふうになったのかと、もしありましたらご説明いただければと。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

先ほど申し上げましたとおり、エアコン3系統で2基ずつあったと、6基あるわけですが、その中の最も老朽化が著しい真ん中でしたけれども、その1系統2基について更新すれば、サイドのやつは、まだ対応し得るという判断での減額を生んだというところでございますので、ご理解

をお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

繰り返しのようですけれども、いずれ当初の予算だったというところが、やはり先ほど前の質問もあったところだったわけです。使えるものは使ったほうがいいというのはそのとおりだと思うし、今の建設の進行状況からあり得ることだと思うのです。ただ、それとやはり当初予算のところ、もう少し議論が深くされるほうがよかったのかなということでもありますので、そこは意見として述べて、承知しました。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

そのほか。

2番、高橋拓生議員。

2番（高橋拓生君）

20ページ裏の6目企画費の坂下地区整備工事費の内容についてお伺いします。

あと、29ページ裏の10款教育費の委託料、長島球場整備業務委託料については、外野の芝工事に対しては予算立てしてあったと思いますけれども、補正の内容についてお聞かせください。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

20ページの裏になりますが、企画費の工事請負費になっております。坂下地区の整備工事費についてご説明いたします。

坂下地区の第3駐車場の跡地でございますが、ここを分譲して宅地に、宅地分譲で、少子定住化促進宅地分譲化していくということは決定しておりましたが、当初は出入り口がなかったのですけれども、その出入り口は購入なさった方が設置するという形で考えておりました。ただ、いろいろ検討した結果、設置位置によっては、3カ所、3区画分譲しておるわけですが、2区画しか、自由に設置されると、道路構造令上2区画しか設置できない場合が生まれるということになって、不便を来すということで、やはり行政で3区画の入り口をきちっとつくるべきだという検討になりまして、このたび補正で上げさせていただいたところでございます。

すなわち、この200万円は、縁石等を切って入り口を3区画設けるための工事費ということでございます。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

29ページ裏の保健体育施設費の委託料の関係でございます。

これにつきましては、長島球場の内野部分、主に内野になりますけれども、表層土補修、それ

から敷きならし、不陸整正、転圧、それからマウンド、ブルペンの形成、表面処理、それからピッチャープレート、ホームベース交換など、一連のグラウンド整備というところで業務委託をしようという内容となっております。

議長（佐藤孝悟君）

2番、高橋拓生議員。

2番（高橋拓生君）

20ページの坂下地区整備につきましては、定住化と分譲ということですのでけれども、町長もいつも重要政策と言われておりますので、整備のほうもよろしくお願ひしたいと思ひますし、29ページの裏の長島球場整備委託料の件につきましては、一般質問でも取り上げさせていただきましたけれども、30年たっている球場ということですので、引き続き維持管理の運営を進めていただきたいと思ひます。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

そのほか。

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

歳入の19ページ裏の諸収入、1目雑入の中の地域支援事業委託金、総合事業の70万円が減額になっていますが、この中身、どういう形で減額になったのかということと。

議長（佐藤孝悟君）

升沢議員、もう少しマイクを。

7番（升沢博子君）

22ページ裏、老人福祉費の中の介護予防生活支援サービス事業が67万4,000円の減額、この中で2万6,000円、それから67万4,000円の減額の中身についてをお知らせください。

そして、次に4目老人保護措置費、この老人保護措置費委託料ということで135万円の中身、これは施設に対して措置する金額というふうに思われますが、そこについてお知らせいただければと思ひます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

まず、19ページ裏の地域支援事業委託金（総合事業）の70万円の減額につきましては、22ページの3老人福祉費の需用費、それから認知症カフェ委託料と、それから介護予防把握とか、あと介護予防・生活支援サービスの事業の減額によるものですが、特に介護予防・生活支援サービス事業につきましては、サービスCというものが、総合事業でことしから実施しておりますが、まだ全体では、この倍くらい金額があるわけですが、前半で、まだ実施する事業所がないということで減額させていただいておりますし、あと、認知症カフェについては、若干送迎等含めて経費がかかるということで、5万円の増額にしておりますし、介護予防把握事業の委託につきまして

は、アンケート調査をした残りでこれくらい余るということになっております。

それから、67ページ裏の介護予防・生活サービス事業につきましては、先ほど申したとおり、サービスCの事業所がまだ出ないということでの減額でありますし、それから、その下の4老人保護措置費の増額につきましては、老人施設について、入所している方の措置費になりますけれども、若干増加しているということで、増額が見込まれるということで、増額要求をしているものであります。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

70万円の減額が、この事業の実施ができなかったということで減額になったというふうに、そこはわかりました。いずれ今、次の介護7期に向けて、いろいろな事業を町としても行っているところだと思うのですが、サービスCに関しましては、非常にそういった施設の取り組みがなければ、なかなか取り組めないものだというふうな、今の所長の答弁ではあるのですが、機能訓練とか、そういった専門職、そういったところが揃わないと、というところがあると思うのですが、やはりそのところに、一番やっぱり取り組みが遅れているところではないのかなと思うのですが、第7期に向けてのそういった取り組みについて、町としてもやっぱり特に力を入れていただければと思うのですが、それはやっぱり施設との対応で取り組めないということなのではないでしょうか。

最初の質問はその件なのですが、その老人保護措置の施設への委託が増えているということなのですが、何件ぐらい増えているのか、そこがもしわかればお答え願いたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

サービスCにつきましては、通所をしまして、短期でリハビリ等の施設の機械などを使って行うものですが、今回、特に前半につきましては、包括さんがなかなか厳しい状況もありまして、施設との連携で対応することができなかったという現実があります。いずれ7期につきましては、包括さんのほうでも新たに活動を再開しておりますし、施設等、機械をやはり有効に使うという観点から、介護予防するという観点から有効に使って対応していきたいと考えております。

それから、老人保護措置の方につきましては、若干、出入りがありますけれども、当初8人おったのが、お一人の方が亡くなって、お二人の方がまた措置入院の対応になったということで、若干増えるという内容になっております。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

繰り返しになるようですが、今施設の中で、現在あるそういった機能訓練というような機器についても非常に、うまく活用できないのかという話は、よく聞いておりますので、そのところをうまく活用できるような方策を、やっぱり町としてもぜひ考えてほしいと思いますので、こういった予算を組んだのであれば、そこを使えるような形の努力をしていただければと思います。よろしくをお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございますか。

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

29ページ、文化財の調査整備費なのですが、その賃金のところでございます。

発掘作業員の賃金が300万ぐらいになっていますが、今ここで、年度当初に作業員の大方の人数をもって、当初していたのでしょうかけれども、これだけの補正はどういう、事業が増えてきているのかどうか、その辺の詳しい説明をお願いしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

及川平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（及川司君）

当初、組みました予算でございましたけれども、特にも補助事業関係、国庫補助の無量光院と、あとは町内遺跡という住宅関係ですけれども、そちらのほうの予算が国のほうの減額シーリングによりまして、6月の補正の段階で、一旦賃金のほうも含めて下げたわけなのですけれども、その後、事業が進捗してまいりまして、現時点で精査したところ賃金のほうが不足が生じておりまして、現場の作業はほぼ終わりですけれども、これから室内の作業がございまして、それを確保しなければならないということもありまして、今回補正で賃金のほうを増額させていただいたところになります。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

作業員の増員ということではなくて、そのままの事業という継続の中で、そういう賃金の差が出たということでございますか。

議長（佐藤孝悟君）

及川平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（及川司君）

これからの中の作業を含めると、大体12名の作業員の方が、これからですけれども、3カ月含めると、大体60日弱くらいの計算になります。それで、賃金の単価が現在5,380円という賃金の単価になってございまして、それによりまして、おおむねこの額になるということになります。

議長（佐藤孝悟君）

9 番、佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

19ページにございます衛生費の県補助金で、これは放射線健康相談等支援事業費12万5,000円ございますが、これ補正で出てきたというのは、何か相談が相当増えたのかどうか、その内容をお知らせ願います。

そのページの裏にございます延滞金、極端に伸びておるのですが、220万ほどの延滞金の回収があったように見えますが、これはどういう案件なのか、ご明示できる部分で結構ですが、お知らせ願えればと思います。

それと、23ページにございます児童福祉施設費の13節にございます支障木撤去委託料、これはどこの施設のどういうものを撤去したのかお知らせ願えればと思いますし、25ページにございます道路新設改良費にございます、新井田線1、2、3号ございますが、今回減額になっていますが、これで工事は終了したのかということと、その下にございます用地取得費10万ほど減額になっていますが、これは樋の沢大佐線なのか、新井田線なのか、お知らせ願いたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

19ページ、3目衛生費県補助金の放射線健康相談等支援等支援事業につきましては、尿検査の実施予算になりますけれども、例年、県の動向とかを見ながら判断をして、補正対応ということでやっておりましたので、今回も動向を見ながら今年度実施するという判断したことになります。

議長（佐藤孝悟君）

千葉税務課長。

税務課長（千葉多嘉男君）

19ページ裏の1延滞金の補正額220万の内容でございますけれども、税金の滞納整理といたしましては、今、本税の滞納分と延滞金を合わせた額について納付いただいておりますけれども、原則といたしまして本税滞納分を優先して納めていただいております。本税が完納となった時点から延滞金を納めいただいているのが、今の現状でございますが、今回の補正額の増額につきましても、本税を完納した滞納者において、滞納金、本税を納め終わったので、以降は延滞金の納付に切りかわったことに伴います補正額、増額補正ということになってございます。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

佐藤平泉保育所長兼平泉幼稚園長。

平泉保育所長兼平泉幼稚園長（佐藤京子君）

23ページ、児童福祉施設費、13の委託料、支障木除去委託料についてでございます。

平泉幼稚園、平泉保育所前の玄関前にございます2本の桜の木でございますが、平成27年に、一度直径30センチほどの2メートルほどある枝が折れるということがございまして、その際に一

度切り詰めを行ったのですが、その後、また木が大きくなりまして、隣の家の民家への影響と、それから根が張ってきまして、通園路の舗装のところをちょっと盛り上げるような形になってきましたので、登園時の危険、それから隣家への影響等々を考えまして、支障木を除去ということで、補正のほうをお願いしたところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

25ページ、道路施設改良費の工事請負費の新井田1、2、3号線、工事費の39万円の減につきましては、これは工事精算に伴う減額でございます。

それから、17節の公有財産購入費の10万円の減につきましては、樋の沢大沢線の用地面積確定に伴う減額でございます。それから新井田線につきましては、工事は完了してございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

尿検査、放射線健康相談支援事業、これ尿検査だというのですが、県費でも当町だけがという結果になっておりますが、今後の見通しをどうするのかお聞かせ願いたいと思いますし、これを利用する人が何名なのか、お知らせ願いたいと思います。

延滞金ですが、税務課長は本税を優先にしてやったために、延滞金がこれほどの額になったということ、それは理解するのですが、本税を優先したために延滞金が膨らんでいるという事実はあると思うのですが、そこら辺についての、税務課長の判断では本税を優先だから、残っている分はどんどん延滞金が増加していくわけですよね、そこら辺についてのご所見を賜ればと思います。

あとは、支障木、これは了解しました。確かに大きくなって、根も張って、舗装もだいぶでこぼこが出ている状態ですから、それは理解します。

あとは、道路関係は終わったということですが、この支障木関係の中で道路パトロール、以前に中尊寺で通行車両が町道を走っていて倒木して、その補償をした経過がございまして、そのときの答弁では、道路パトロール等をして、今後そういうことが起きないようにするというようにお聞きしたところですが、現在の道路パトロールの状況はどのようになっているのかお知らせ願います。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

尿検査につきましては、昨年は15名の方が実施しておりますけれども、ことしまで3年間、甲状腺につきましては実施して、一応3年ということでの要綱の中で実施をしてまいりましたし、尿検査につきましても、ことしになれば6年になるのですけれども、ことし実施しながら、まず

一つの区切りかなというところで、今回実施しながら状況を見て、さらに専門家の意見を聞いて対応していきたいと考えております。

議長（佐藤孝悟君）

千葉税務課長。

税務課長（千葉多嘉男君）

延滞金と本税とのかかわりでございますが、いずれ本税、基本的には全額納税してもらえばいいわけですが、やはりそうもいかないという方につきましては、分納誓約書をいただきまして、分納していただいているところでございますが、いずれにいたしましても、先に本税をいただかなければ、また延滞金がかさみます。延滞金には延滞金はつきませんので、やはり先に本税をいただいて、いくらかでも滞納額を減らしていくという方針でございますので、基本原則、本税を先に優先して納めていただくということにしております。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

道路パトロールにつきましては、定期的には実施はしてございます。特に台風直後とか、風の強かった日とか、その辺につきましては、重点的に対応しているという状況でございます。

議長（佐藤孝悟君）

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

支障木に当たるかどうかわからないのですが、図書館裏にございます民地からの枝の張り出し等、あれはススキですか、が倒れ込んでいる関係で、あそこ1車線というか、片側通行状態になって、交互通行しているのです。あそこは、まちづくり推進課長などはよく通っておりますけれども、私も通っておるのですが、そういう人が言わないと、やはりパトロールも何もなくて、そういう部分については落ちこぼれているのかとは思いますが、今後それらの対応をどのようにするのかお聞かせ願えますか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

民有地から出ているものにつきましては、原則所有者の方に対応をお願いしているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

ですから、処理はそのとおり所有者の処理ですが、町道にそういうふうな状態にあるということ、町道の道路管理者が何ら示唆をしなくて、我々が言えればいいということですか、その民家の方に。あなたの言い方はそういうことに聞こえるのですが、それでいいのですか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

道路管理者といたしましては、所有者にお願いしてまいるところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございますか。

（「進行」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第56号、平成29年度平泉町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時56分

再開 午後 1時00分

議長（佐藤孝悟君）

それでは、再開いたします。

日程第12、議案第57号、平成29年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

32ページをお開きください。

議案第57号、平成29年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

議案書32ページ裏をご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の場合は項の補正額でご説明をいたします。

まず、歳入でございます。

5 款療養給付費交付金、1 項療養給付費交付金595万2,000円の減、退職者医療交付金の減額でございます。

9 款繰入金、1 項他会計繰入金798万2,000円の減、保険基盤安定繰入金等の減額、事務費繰入金の増額となっております。

11款諸収入432万8,000円、1 項延滞金及び過料237万4,000円、一般被保険者延滞金の増額でございます。2 項雑入195万4,000円、一般被保険者第三者納付金等でございます。

歳入合計960万6,000円の減。

次に、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費52万5,000円、一般管理費の増額でございます。

2 款保険給付費1,014万9,000円の減、1 項療養諸費1,044万9,000円の減、一般被保険者療養給付費の増額とそれから退職被保険者等療養給付費の減額でございます。4 項葬祭諸費30万円、葬祭費の増額でございます。

8 款保険事業費、1 項保険事業費 1 万8,000円、報償費の増額でございます。

歳出合計960万6,000円の減。

以上ですので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9 番、佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

35ページの裏にございますが、補正で報償費 1 万8,000円ほどあるのですが、報償費の内容についてお知らせ願います。

議 長（佐藤孝悟君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

この報償費は、データヘルス計画という計画をつくってございまして、国保の保健事業を展開する計画でございます。これが今第1期ということでございまして、これが来年から第2期に入るということで、今年度中に第2期のデータヘルス計画を策定するということで、その策定委員会を組織いたしまして、策定委員は全体で8人程度を予定してございまして、そのうち報償費を支払う方が3人ということで、その2回分ということで所要の額を計上したところでございます。

議 長（佐藤孝悟君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

これから議案第57号、平成29年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議長(佐藤孝悟君)

日程第13、議案第58号、平成29年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長(菅原克義君)

36ページになります。

議案第58号、平成29年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の補足説明をさせていただきます。

議案書36ページ裏をご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額ですので、項の補正額でご説明をいたします。

まず、歳入でございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金22万7,000円。

歳入合計22万7,000円。

次に、歳出でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金22万7,000円。

歳出合計22万7,000円でございます。

以上でございますので、ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

議長(佐藤孝悟君)

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第58号、平成29年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第14、議案第59号、平成29年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

38ページでございます。

議案第59号、平成29年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第2号）につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、38ページの裏、第1表歳入歳出予算補正で説明させていただきますが、款項同額です。項の補正額で説明をいたします。

はじめに、歳入でございます。

1款使用料、1項駐車場使用料2万3,000円。

歳出。

1款総務費、1項総務管理費2万3,000円、給与条例の改正に伴う補正となっております。

歳出合計2万3,000円。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

これから議案第59号、平成29年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

議長(佐藤孝悟君)

日程第15、議案第60号、平成29年度平泉町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

高橋建設水道課長。

建設水道課長(高橋誠君)

それでは、議案書は41ページでございます。

議案第60号、平成29年度平泉町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について補足説明をさせていただきます。

それでは、41ページの裏の第1表歳入歳出予算補正でございます。款項同額でございますので、項の補正額でご説明をいたします。

はじめに、歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項負担金204万2,000円、これは受益者負担金を一括納付する方が当初予定より多かったことから補正するものでございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金247万5,000円の減。

6款諸収入、2項雑入69万5,000円。

歳入合計26万2,000円。

次に、歳出でございます。

1款下水道事業費、1項下水道事業費26万2,000円。

歳出合計26万2,000円。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長(佐藤孝悟君)

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

これから議案第60号、平成29年度平泉町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

議長(佐藤孝悟君)

日程第16、議案第61号、平成29年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

高橋建設水道課長。

建設水道課長(高橋誠君)

それでは、議案書は44ページでございます。

議案第61号、平成29年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)の補足説明をさせていただきます。

それでは、44ページの裏の第1表歳入歳出予算補正でご説明をいたします。款項同額でございますので、項の補正額でご説明をいたします。

はじめに、歳入でございます。

3款繰入金、1項他会計繰入金3万1,000円の減。

5款諸収入、1項雑入6万9,000円、これは長島保育所付近の下水管をN T Tの電柱埋設時に破損した事故が発生したときの事故対応に係った経費の補償金でございます。

歳入合計3万8,000円。

次に、歳出でございます。

1款農業集落排水事業費、1項農業集落排水事業費3万8,000円。

歳出合計3万8,000円。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長(佐藤孝悟君)

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、佐々木一治議員。

8番（佐々木一治君）

農集排につきましては繰入金で運営されているというふうな格好になりますが、平成14年の4月から供用開始しまして、15年過ぎているわけでございます。それで、排水家庭は増えていないのですね。どういうふうにお考えか、さらには地域内での普及率は何十％ぐらいか、この2点についてお伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

農集排に限らず、下水道も含めた排水施設の普及率でございますが、確かにご指摘のとおり、そう高くはございません。今後とも加入促進を呼びかけまして、普及の促進を図りたいというふうに思っております。

今手元に詳しい資料はございませんが、農集につきましては八十数％の普及率だったというふうに記憶してございます。

議長（佐藤孝悟君）

8番、佐々木一治議員。

8番（佐々木一治君）

今、建設水道課長からお答えいただきましたが、85％ですね。私も周りを見ていますと、85％かと思えますけれども、農家には宅内に排水路をほとんど設置しております。農集排をやりたいという方が、85％だそうですね、まだまだおられるわけでございますが、これらについては利子補給もございまして、もう一度再確認をいたしまして利用者に告知するべきではないか、そうするともっと100％になるのではないかと、こう思うわけでありまして、それが1点目です。

それから、平成32年度に公営企業法が出てくるという形になりますが、水道と農集排は一体でございまして、今後どういうふうに農集排はなっていくのか、この2点についてお伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

農集排の普及につきましては、利子補給制度もございまして、それらの告知を行いまして普及促進を図っていききたいというふうに思います。

それから、農集排の今の施設整備区域内につきましては、それ以外の地域への拡張ということは考えてございません。今のエリアの中で加入者を増やしていくと、そういうふうに進めたいと思っております。

企業会計でやるということでございますけれども、昨日ちょっとお話ししましたが、平成32年をめどに農集排と下水道につきましては法定企業の会計に移行すると、そういう予定をしている

ところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

ほかにございませんか。

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

先ほど雑入の部分で補償費、下水道なり農集排のある部分では、工事の場合に申請があって立ち会い等をしたと思うのですが、これは立ち会いもなくてやった工事で補償を求めたのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

電力柱につきましては、その都度立ち会いの要請がございますが、NTTにつきましては、その要請がございません。ここに限らずですが、NTTの電柱に関しては要請がございません。ですから、今回の事故発生に係った費用の負担を求めたということでございますし、今後は、地下埋設物がございますので、事前に協議をして事故を防ぐようにという申し入れはしております。

議長（佐藤孝悟君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第61号、平成29年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第17、議案第62号、平成29年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

それでは、議案書47ページでございます。

議案第62号、平成29年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

47ページの裏、第1表歳入歳出予算補正でございます。款項同額の場合は項の補正額で説明をいたします。

はじめに、歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金40万円。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料3,000円の減。

6 款諸収入、1 項雑入65万7,000円の減。

歳入合計26万円の減。

次に、歳出でございます。

1 款水道事業費26万円の減、1 項水道管理費41万9,000円の減、3 項水道事業費15万9,000円。

歳出合計26万円の減。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第62号、平成29年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第18、議案第63号、平成29年度平泉町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

それでは、議案書50ページでございます。

議案第63号、平成29年度平泉町水道事業会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

それでは、51ページの平成29年度平泉町水道事業会計補正予算実施計画書、収益的収入及び支出でございます。款項同額の場合は目の補正額でご説明をいたします。

収入でございます。

1 款水道事業収益、2 項営業外収益、3 目他会計補助金13万8,000円の減。

収入合計13万8,000円の減。

支出でございます。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、5 目総係費31万8,000円。

支出合計31万8,000円。

次に、資本的収入及び支出でございます。

収入でございます。

1 款資本的収入112万7,000円、2 項負担金、1 目負担金110万円、3 項出資金、1 目出資金2万7,000円。

支出でございます。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目一般改良事業費110万円。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第63号、平成29年度平泉町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第19、発議第3号、平泉町議会基本条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

高橋伸二でございます。

発議第3号について提案をさせていただきます。

発議第3号。平成29年12月14日。平泉町議会議長、佐藤孝悟様。平泉町議会基本条例の一部を改正する条例の提出者、高橋伸二。賛成者、寺崎敏子議員、佐々木雄一議員、真竈光幸議員、高橋拓生議員、氷室裕史議員でございます。

別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条第2項の規定により提出をいたします。

改正する条例の内容について次ページに記してございますが、補足的に説明させていただきます。

本年1月6日に設置をいたしました議会改革推進会議は、第1回会議で確認をした議会改革推進会議の審議検討課題5項目中の第1項であります町議会基本条例の不作为による落丁、誤植等の検証と現条例の妥当性について審議を行いました。

見直した条項の特徴点は次の4点でございます。1つは、各条文の語尾や言い回しを以下の3つの意味合いに統一をしました。その1つは、拘束的な意味を持つもの、2つ目は、強くないが努力義務を設けるもの、3つには、裁量権の付与に該当するもの、これらの判断を当事者に任せることにしたわけです。2つ目は、明らかに誤植と目される字句の修正を行ったこと、3つ目は、第9条、第23条に見られますように、あるべき文言の欠落を追記したこと、4つ目は、第7条に規定する反問権を付与する対象者を、議会の審議に説明員として出席している執行機関にも拡大をしたことでございます。

慎重に検証、審議をした結果、第1条から第25条の各条項のうち14の各条項、その中から20の項目について訂正ないし追記を行い、結果、別紙新旧対照表のように改正すべきとの結論に至ったものでございます。

よって、別紙新旧対照表の内容をもって議会基本条例の一部改正を行うことについて、発議の提案といたします。

なお、改正条例の施行は平成30年1月1日からとします。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから発議第3号、平泉町議会基本条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第20、発議第4号、核兵器禁止条約への参加を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

発議第4号について提案をさせていただきます。

発議第4号。平成29年12月14日。平泉町議会議長、佐藤孝悟様。核兵器禁止条約への参加を求める意見書の提出について。提出者、高橋伸二。賛成者、佐々木一治議員、三枚山光裕議員です。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出いたします。

提案理由でございます。

核兵器禁止条約を交渉してきた国連会議は、今年7月7日、核兵器禁止条約を国連加盟国の3分の2に当たる122カ国の賛成で採択し、人類史上初めて核兵器のない世界への歴史的一歩を踏み出しました。

しかし、この会議に、唯一の戦争被爆国である日本は、米国への配慮から核兵器禁止条約交渉に参加しませんでした。

一方で、日本政府は、去る10月27日、国連総会軍縮委員会で核兵器廃絶決議案を提案し、24年連続で採択されたものの、賛成国は前年から24カ国少ない144カ国、反対が4カ国、棄権が27カ国となりました。この投票結果は、唯一の被爆国として核廃絶を訴える一方で、核兵器禁止条約に署名しない日本の核政策に国際社会から疑問が投げかけられたものでありました。

10月6日、ノーベル平和賞委員会は、ことしの平和賞を核兵器禁止条約の制定に貢献した国際NGOの連合体「核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）」に授与することを決め、去る12月10日、ノルウェー・オスロで行われたノーベル平和賞授賞式では、みずからが13歳のとき広島で

被爆したサーロー節子さんが広島での被爆体験を振り返り、核兵器は必要悪ではなく絶対悪だと強調し、この条約を核兵器の終わりの始まりにしようと各国政府に署名を呼びかけたことが大きく報じられています。

平泉町は、昭和60年11月3日、世界唯一の核被爆国として、あらゆる国の核兵器の廃絶と軍縮が推進されることを希求し、非核平和都市であることを宣言いたしました。

世界の緊張が高まる今こそ、核兵器の非人道性を身をもって体験した日本は、核の傘のもとで条約に背を向けるのではなく、原爆投下とその後の72年間に死亡した数十万の被爆者の見た惨禍を思い浮かべ、核兵器禁止条約の立場に立って粘り強く核兵器保有国を説得する役割を果たすべきときであります。

以上の趣旨から、下記の事項について、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

- 1、核兵器禁止条約に署名すること。
- 2、衆議院・参議院の両院ですみやかに核兵器禁止条約を批准すること。
- 3、それまでの間は、オブザーバーとして締約国会合及び再検討会に参加すること。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

ないようでしたら、賛成の方どうぞ。

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

三枚山光裕でございます。

私は発議第4号、核兵器禁止条約への参加を求める意見書に賛成し、討論を行います。

核兵器禁止条約は、人類史上初めて核兵器を違法とし、国連加盟国の3分の2に当たる122カ国の賛成、被爆者をはじめとする100を超える市民社会の代表の参加に基づいて採択されたものです。

北朝鮮による相次ぐ核ミサイル実験と朝鮮半島をめぐる軍事衝突の危機は、核兵器禁止条約を締結する意義を一層浮き彫りにしています。日本が核抑止力、すなわちアメリカの核兵器使用を前提に北朝鮮の核ミサイル開発を批判しても説得力は持たないと思います。日本は核兵器の力に

依存しない、だから北朝鮮も放棄せよと迫ることが一番説得力を持つのではないのでしょうか。そして、核兵器廃絶を求める世界の流れの中で北朝鮮を包囲することこそ必要だと思います。

核兵器禁止条約を採択した国連会議で、オーストリアの代表は、「核兵器が安全保障にとって有益なら、多くの国が核兵器を持てばより安全な世界になるということになる。全部の国が持てば一番安全ということになる。そんな議論を信じるわけにはいかない。核兵器は少ないほうが、そしてないほうが世界にとって一番安全なのだ」と発言しました。まさにここに真理があるのではないのでしょうか。

平和首長会議は、核兵器禁止条約の早期発効を求める特別決議を採択して、日本政府を含めた全ての国への条約加盟を要請しています。

平和首長会議は、世界162カ国・地域、7,514都市で構成されている機構で、国連経済社会理事会のNGOに登録されています。この平和首長会議に日本では98.1%の自治体が加盟しています。平泉町は2008年2月、当時の高橋一男町長が加盟しました。平泉町の加盟は、首長会議の会長、副会長である広島市長、長崎市長以外では全国で最も早く加盟した自治体の一つです。

平和を礎とする平泉町として、また、こうした歴史的な経過に照らしても、本意見書が満場一致で可決されることを願うものであります。

以上で私の討論といたします。ありがとうございました。

議長（佐藤孝悟君）

ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから発議第4号、核兵器禁止条約への参加を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（佐藤孝悟君）

起立多数です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第21、発議第5号、農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

発議第5号について提案をさせていただきます。

発議第5号。平成29年12月14日。平泉町議会議長、佐藤孝悟様。農業者戸別所得補償制度の復

活を求める意見書の提出について。提出者は、私、高橋伸二。賛成者は、千葉勝男議員、真竈光幸議員、阿部圭二議員、高橋拓生議員、三枚山光裕議員でございます。

別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出いたします。

提案理由を述べさせていただきます。

本年8月の日照不足と長雨の影響により、本町における水稻の集荷実績は平成28年度に比較し約20%の減収との現状が報告されております。一方で、現在の米の販売価格が生産経費を下回っている状況に変わりはなく、多くの稲作農家がこれでは米をつくり続けられないという状況が続いています。

長年にわたり米価が低迷している実態に対応し、平成25年までは、生産に要する費用と販売価格の差額を基本に交付する農業者戸別所得補償制度が設けられ、多くの稲作農家の再生産と農村を支えてまいりました。

平成26年度からはこれが経営所得安定対策に切りかわり、米については10アール当たり7,500円の交付金へと引き下げられ、稲作農家の離農が加速し、地域が一層疲弊してきています。しかも、この制度も平成30年度産米から廃止をされようとしております。

政府は、農地を集積し、大規模化することで効率化を図ろうとしていますが、米価が十分に回復せず、戸別所得補償も削減、廃止をされるもとでは、規模を拡大した集落の営農組織や法人ほど赤字が拡大し、経営危機に陥りかねません。

平成27年度でも経営所得安定対策として48都道府県で約30億8,000万円が稲作農家に交付されており、これがなくなると、稲作経営が成り立たないばかりか、水田の持つ多面的機能も喪失し、地域経済をますます困難にしてしまうことは明らかであります。そして、国産米を中心とした食の安全・安心が脅かされることにもなりかねません。平成30年から国による生産調整数量配分が廃止される予定になっております。廃止されることで米価はますます不安定になることも心配されています。

確かに収入保険制度に一定の期待が寄せられていますが、この収入保険制度は加入者が限定をされていることなどもあり、全体として価格を下支えする仕組みがない現状では、経営の不安を拭い去ることはできません。

当面、生産費を補う農業者戸別所得補償制度を復活させ、経営を安定させることで、国民の食糧と地域経済、環境と国土を守ることを求めます。

以上の趣旨から、下記の事項について、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

1、農業者戸別所得補償制度を復活させること。

以上でございます。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

これから発議第5号、農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

議長(佐藤孝悟君)

追加日程第1、発議第6号、私学助成の充実を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

7番、升沢博子議員。

7番(升沢博子君)

発議第6号、私学助成の充実を求める意見書の提出についてお話しいたします。

平泉町議会議長、佐藤孝悟様。提出者、平泉町議会議員、升沢博子。賛成者は、寺崎敏子議員、三枚山光裕議員、氷室裕史議員でございます。

意見書の案についてお話し申し上げます。

私学助成の充実を求める意見書(案)。

私立学校は、公教育の一翼を担い学校教育の充実、発展に寄与しています。

現在、私立学校の経営基盤は、厳しい環境におかれており、保護者の学費負担は家計を大きく圧迫しています。また、生徒一人当たりにかかる教育費が公立学校と比べて低いことが、教育諸条件が改善されない大きな要因になっています。

こうした状況の中で、教育条件の維持、向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するため、運営費をはじめとする公費助成の一層の充実が求められています。

よって、このような実情を勘案し、私学助成について特段の配慮をされるよう次のとおり要望します。

過疎地域の私立高校に対する特別助成の増額を含め、私学助成金を更に充実することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成29年12月14日。

以上の案をもちまして、上記の議案を、別紙のとおり私学助成の充実を求める意見書の提出といたします。

別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出いたします。

よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから発議第6号、私学助成の充実を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 多 数）

議 長（佐藤孝悟君）

起立多数です。

したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で、本定例会12月会議に付議された全ての議案が議了しました。

閉議の宣言をします。

ご起立願います。

これをもって、平成29年平泉町議会定例会12月会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時52分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 佐藤 孝 悟

署名議員 高 橋 伸 二

同 升 沢 博 子